



長崎最賃審発第13号
令和8年8月28日

長崎労働局長
高西 盛登 殿

長崎地方最低賃金審議会
会長 深浦 厚之

長崎県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和8年7月1日付け長労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月12日発効の長崎県最低賃金（時間額953円）は令和6年度の長崎県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、中小企業・小規模事業者が事業を継続し、収益力改善や賃上げ原資の確保を図るため、政府等において諸対策の実施・検討を行うこと等、当審議会として別紙3のとおり付帯決議する。

本件の審議に当たった審議会委員は別紙4のとおりである。

長崎県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

長崎県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,087円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年11月2日

長崎県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 長崎県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 953 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 12 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の長崎県内人口
加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（94,519 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月加算額（注）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると長崎県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（注）1 箇月換算額

$$\begin{aligned} &953 \text{ 円（長崎県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間）} \\ &\quad \times 0.824 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 136,480 \text{ 円} \end{aligned}$$

中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、円安や資源高及び不安定化している中東情勢の影響を背景とした原材料費等の高騰に加えて、多くの事業者が十分に価格転嫁できていないなどによる先行きへの不安、懸念が高まる状況の中で、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保することにより安定した事業を継続し、雇用を確保・維持できるよう最大限の配慮を国に求めるよう、当審議会として下記のとおり付帯決議する。

記

- 1 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、賃上げの推進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進すること。
- 2 最低賃金の上昇幅が毎年大きいことから、事業者においては資金確保、給与規定等の改定、システム改修等の準備期間が不可欠である。全国統一の発効日の法制度化を図ること。
- 3 中小企業・小規模事業者の継続的な賃上げを支える施策を一層強化するため、社会保険料等負担分に対する軽減措置や賃上げ促進税制、補助金等における賃上げ企業の優遇及び生産性向上等への支援・強化に取り組むこと。
- 4 最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が、賃上げに伴う業務改善助成金等の助成金をしっかり活用できるよう、要件の緩和・手続きの簡素化及び一層の拡充を図ること。
- 5 非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、人材確保等支援助成金等について、対象経費、助成率及び要件の見直し・充実を図るとともに申請手続きの大幅な簡素化や迅速な支給を図ること。
- 6 最低賃金引上げに伴い、社会保険制度の扶養から外れる等による手取り額の減少を避けるために勤務時間を調整する、いわゆる「年収の壁」不問題を深刻にしていることから、法制度改正を含めた抜本的な対策を早急に検討するとともに労働者及び事業者への支援を充実すること。

長崎地方最低賃金審議会第 56 期委員名簿

(五十音順)

	氏 名	所属（現職）
公 益 代 表	いとう ひろこ 伊 東 浩 子	弁護士
	おおた くみこ 太 田 久 美 子	弁護士
	はやし とおる 林 徹	長崎大学経済学部教授
	◎ふかうら あつゆき ◎深 浦 厚 之	鎮西学院大学総合社会学部教授
	○みうら えりこ ○三 浦 恵 理 子	社会保険労務士・行政書士
労 働 者 代 表	おざき しんたろう 尾 崎 真 太 郎	日本基幹産業労働組合連合会長崎県本部 事務局長
	かわた たかゆき 川 田 隆 往	電機連合西九州地方協議会 事務局長
	たね むら かず ひさ 種 村 和 久	全日本自治団体労働組合長崎県本部 組織局次長
	つざき ゆうき 津 崎 祐 希	日本労働組合総連合会長崎県連合会 副事務局長
	なかしま あきつぐ 中 島 昭 次	日本労働組合総連合会長崎県連合会 事務局長
使 用 者 代 表	いわね のぶひろ 岩 根 信 弘	長崎観光貿易株式会社 取締役
	はしもと ゆみこ 橋 本 弓 美 子	有限会社ライフサービス 取締役
	まつ いし たかし 松 石 崇	松石電設工業株式会社 代表取締役社長
	みねした たかひさ 峯 下 隆 久	長崎県経営者協会 専務理事
	よしの ゆきこ 吉 野 ゆ き 子	長崎県中小企業団体中央会 専務理事

(注) ◎は会長、○は会長代理である

＜参考＞労働者側の要望

1 地方最低賃金審議会において明確な根拠の元に審議が進むよう、中央最低賃金審議会で示された各種データ等、審議で参照すべきデータについて、県別・地域別の統計データの例示・提供を強化すること。加えて、十分な調査審議の日程、時間の確保や改正後の最低賃金の早期発効日を図れるよう、地域別最低賃金額改定の目安について地方に示す日程、いわゆる中央最低賃金審議会の答申の日程を早めること。

2 中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、「パートナーシップ構築宣言」の拡大と実効性向上に取り組むこと。あわせて、中小受託取引適正法（通称：取適法）および労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知徹底を図ること。

中小企業庁が示す「価格交渉促進月間（2026年3月）フォローアップ調査結果」からも価格転嫁の浸透は道半ばであり、特に、サプライチェーン全体での価格転嫁の状況を見ると、川下となる中小企業・小規模事業者への転嫁率が低い状態にある。このため、最低賃金の引上げ分を含む労務費などのコスト上昇分を、適切に価格転嫁が出来るよう、発注事業者との協議を促進し、地方の中小企業・小規模事業者の取引条件改善を後押しすること。また、適切な価格転嫁実現と公正な取引に向けては、BtoBに加え、BtoCでの働きかけも重要であり、事業者だけではなく消費者を含む社会全体へ価格転嫁・適正な取引の必要性を広く発信し、理解を求めていくこと。

3 中小企業・小規模事業者の継続的な賃上げを支える施策を一層強化するため、社会保険料等負担分に対する軽減措置や賃上げ促進税制、補助金等における賃上げ企業の優遇及び生産性向上等への支援・強化に取り組むこと。また、中小企業・小規模事業者の収益力改善、人材確保を含めた事業承継等に対する支援を強化すること。

特に、都市部以外の地域においては、小規模事業者がその地域で生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしている。これら最低賃金引き上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が、賃上げに伴う助成金をしっかりと活用できるよう、要件の緩和・充実を図ること。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、人材確保等支援助成金等について、対象経費、助成率および要件の見直し・充実を図ること。なお、各種支援の申請等にあたっては中小企業・小規模事業者の負担軽減に向け手続きの簡素化や迅速な支給を図ること。

4 社会保険・税制における制度見直しにあたっては、制度改正の趣旨と加入による保障の充実を丁寧に周知するとともに、保険料負担による手取り収入の減少や就労調整が生じないように、社会保障制度上の課題については給付と負担の関係を踏まえた検討を進め、労働者および事業者への支援を充実すること。

＜参考＞使用者側の要望

- 1 最低賃金法第9条第2項に定める3要素に基づく根拠データは、厚生労働省が公表する第4表である。しかし、中央最低賃金審議会における目安検討では、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」を踏まえつつ各種指標を総合的に勘案した結果、第4表が示す企業の支払能力（①は全国平均+3.0%）とは大きく乖離した大幅な引上げ（全国平均+4.9%（+55円））となっている。目安は地方最低賃金審議会に大きな影響を及ぼすことから、第4表と乖離しない「3要素に基づく審議」の徹底を強く要望する。
- 2 近年の最低賃金の大幅な引上げにより、中小・小規模事業者の多くは労務費増により経営が圧迫されており、現行の業務改善助成金制度のみでは十分に吸収できない状況である。最低賃金の上昇幅に見合った交付金・助成金制度の拡充、申請手続のより一層の簡素化、余裕を持った申請期限の確保について、強く要望する。
- 3 最低賃金の上昇幅が毎年大きいことから、事業者においては資金確保、給与規程等の改定、システム改修等の準備期間が不可欠である。全国統一の「1月発効」制度の導入を強く要望する。これにより、年末のいわゆる「年収の壁問題」の回避、発効日が交渉材料となることの防止、地域間での発効日のばらつき解消につながる。
- 4 賃上げ原資確保のための生産性向上支援策や、価格転嫁のより一層の促進、「年収の壁」の撤廃を含めた税・社会保障の抜本的な見直しを強く要望する。